

死亡労働災害の防止に向けた緊急要請について（宮崎労働局）

県内では、平成28年には14件の死亡災害が発生（うち5件が建設業）したところですが、本年に入り1月だけで死亡災害が5件発生しております。これを受けて宮崎労働局長より下記のとおり死亡労働災害の防止に向けた緊急要請がありました。

特に、建設業については、次の事項に留意した経営トップによる安全パトロールの実施、安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進等が要請されています。

- ① 「墜落・転落」等による災害防止のための点検・対策の実施
- ② 「仮設物、建築物、構築物等」等における災害防止のための点検・対策の実施
- ③ 建設機械・移動式クレーンによる災害防止のための点検・対策の実施

建設業労働災害防止協会宮崎県支部長 殿

死亡災害防止に向けた緊急要請書

宮崎県における労働災害は、昨年、増加するとともに14件もの死亡災害が発生したところである。こうした状況を踏まえ、昨年12月7日に労働災害防止対策の徹底について要請を行った。

しかしながら、本年1月の1か月間に、死亡災害が5件発生した。要請を行った直後にも関わらず、死亡災害が立て続けに発生したことは、極めて遺憾である。

企業間競争の激化、コスト削減が進められる中であっても労働者の安全と健康の確保が必要不可欠である。また、県内就職を促進するためにも若者が安心して希望をもって生き生きとした魅力ある職場を作ることが重要である。

については、各業界、企業においては、以下の認識で、安全衛生活動を進めて頂きたい。

- 1 労働者の安全と健康の確保は、企業経営における最重要事項であり、経営トップ自らが先頭に立ち、強いリーダーシップを発揮し、率先して安全衛生活動に取り組む。
- 2 経営トップは、安全衛生の方針を抽象的なものではなく、実効性の高いものとするとともに、労働者一人ひとりにまで周知し、その方針のもと、労使が一丸となって安全衛生に関する問題に取り組み、「労働者の安全と健康を最優先する企業文化」を確立する。

関係各位におかれては、上記認識を踏まえ、労働災害防止に関する高い専門的知見を有する労働災害防止団体と連携をとり別添の対策を実施する等、実効ある労働災害の防止対策に万全を期されたい。

平成29年2月10日

宮崎労働局長 元木 賀子

